

協組・事業者に直接通知

道路会社、方針を決定

車限令違反内容

現場でドライバーの違反が確認された場合などに通知（イメージ写真）



東日本高速道路（広瀬博社長、東京都千代田区）など高速道路会社は、車両制限令違反の内容、点数などを、大口・多頻度割引制度の契約者である協同組合が希望しない場合でも通知したり、ドライバーの所属会社（組合員）に直接知らせたりする方針を決めた。これまではドライバーに文書を手渡していたが、紛失したり破棄したりすると、協組や組合員は違反内容を把握できなかった。高速道路会社が1月31日付で、トラック事業協同組合などに文書を送った。

（北原秀紀）

誓約書・同意書 不要に

日本貨物運送協同組合連合会（吉野雅山会長）には、NEXCO東日本から「車両制限令違反に係る点数通知の見直し等について」（お知らせ）と題する文書が同日に届いた。

これによると、今月から現場でドライバーの違反が確認された場合、道路会社がドライバーの所属する会社（組合員）に違反事実、違反内容、違反点数を直接電話で知らせる。

10月からは、違反点数の通知を希望する際に提出しなければならない組合員の誓約書や同意書を不要にする。同時に、組合員に「一定の違反点数が付与された」場合、点数を所属する協組に知らせる。ETC（自動料金収受システム）コー

ポレートカードで大口・多頻度割引を受けているトラック事業協組の多くは、誓約書、同意書を提出している。新規組合員の加入でも提出が必要となるが、10月以降、協組のこうした負担が軽減される。

また、協組はETCコーポレートカード利用契約の更新時などに確認書類（事業報告書、決算報告書、定款）を提出することになっているが、4月からは道路会社が協組を訪問し、ヒアリングをする場合があり、その際にも確認書類の提出を求める——としている。

協組の行っている事業が利用約款で定める内容に合致するかどうかをチェックするものとみられる。